

令和7年 4月16日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

幸区在住者

川崎市子どもの権利に関する条例の一部改正に関する陳情

陳 情 の 要 旨

川崎市子どもの権利に関する条例を一部改正し、3歳児健診及び小学校の家庭訪問において、児童相談所職員等の福祉専門職が同席・同伴する体制を整えることを求める。

陳 情 の 理 由

本市では、2001年に「子どもの権利条例」を全国に先駆けて制定し、子どもが権利の主体として尊重される社会の実現に取り組んできました。しかし近年、家庭内における虐待・ネグレクト・貧困・孤立等の問題が複雑化し、家庭の実態を把握しきれない事例が増加しています。また、本市においては、2015年に多摩川河川敷で中学1年生の少年が殺害されるという痛ましい少年犯罪が発生しており、機能不全家族の早期発見、早期対応により、少年犯罪の予防に努めなければなりません。

そこで、3歳児健診や家庭訪問の保護者との接点を持てる数少ない機会を捉え、教員や保健師と共に児童福祉専門家が家庭の機能不全や虐待兆候を発見すべき体制を整えるよう提案いたします。

今までの問題点は、3歳児健診は発育面の確認に偏り、家庭状況の深掘りが不十分であったり、小学校の家庭訪問は短時間であり、児童相談所との連携が弱かったため、親が外面を取り繕うことで、実態が見えづらいケースが多かったと思います。

川崎市子どもの権利に関する条例の改正点は

- (1) 3歳児健診の場に児童相談所職員等が同席できる制度の創設（努力義務規定）
 - (2) 家庭訪問に児童福祉の専門職が同伴可能とする規定の明記
 - (3) 関係機関（保健・教育・福祉）の連携を明文化
- 以上を求め、陳情いたします。